



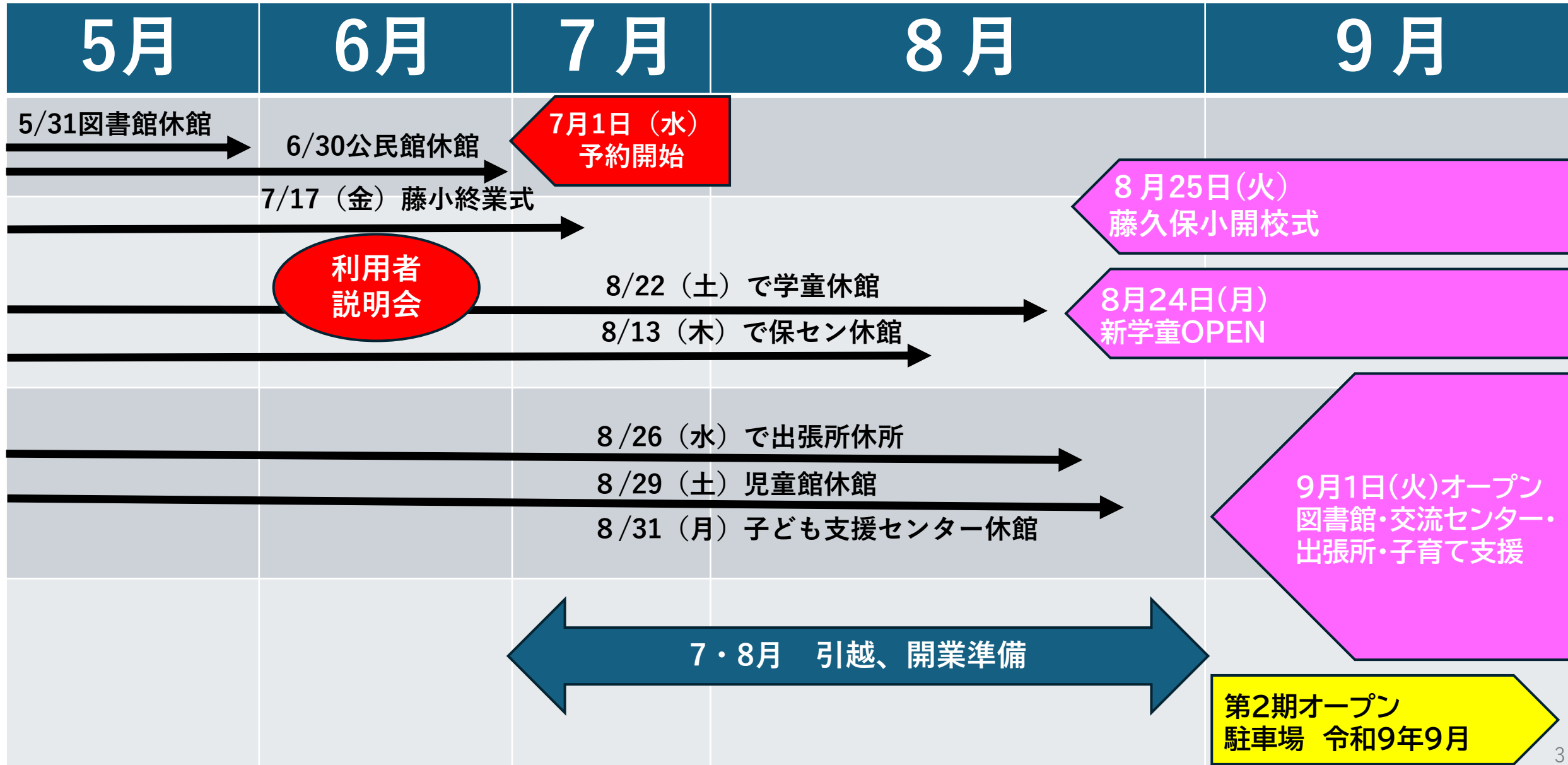
令和8年6月10日（水）
場所 藤久保公民館ホール

未来創造拠点 ルミナみよし (地域交流センター) 利用者説明会

本日の説明内容について

1. 開館までのスケジュール
2. 施設の概要について
3. 開館日・開館時間
4. 施設・備品料金について
5. 減免について
6. 利用の禁止事項について

1.開館までのスケジュール



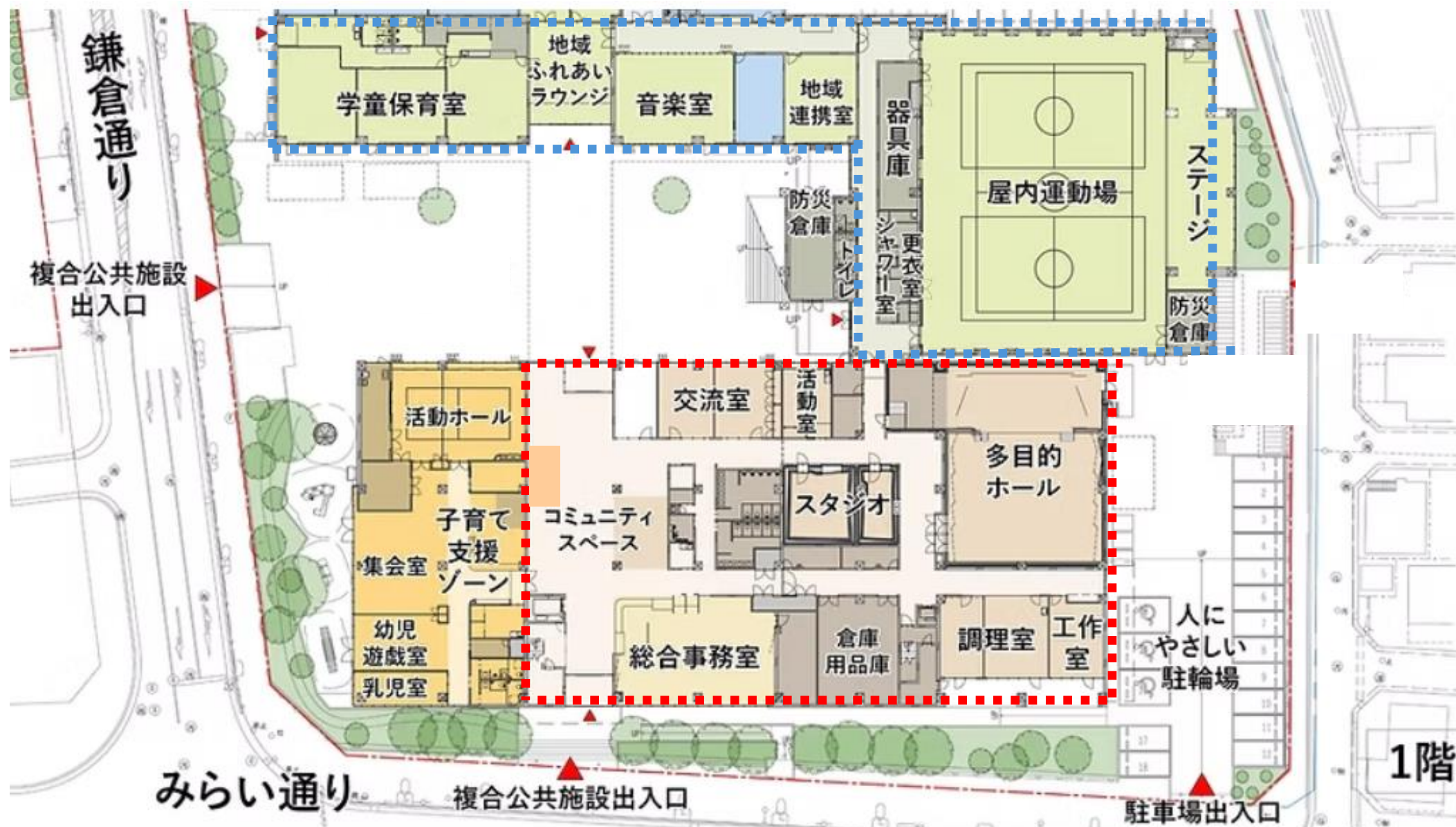
2. 施設の概要



2. 施設の概要



2. 施設の概要



2. 施設の概要

3階



施設の概要





みらい広場



入口

施設の概要





コミュニティスペース



カフェ



入口 しまむら側



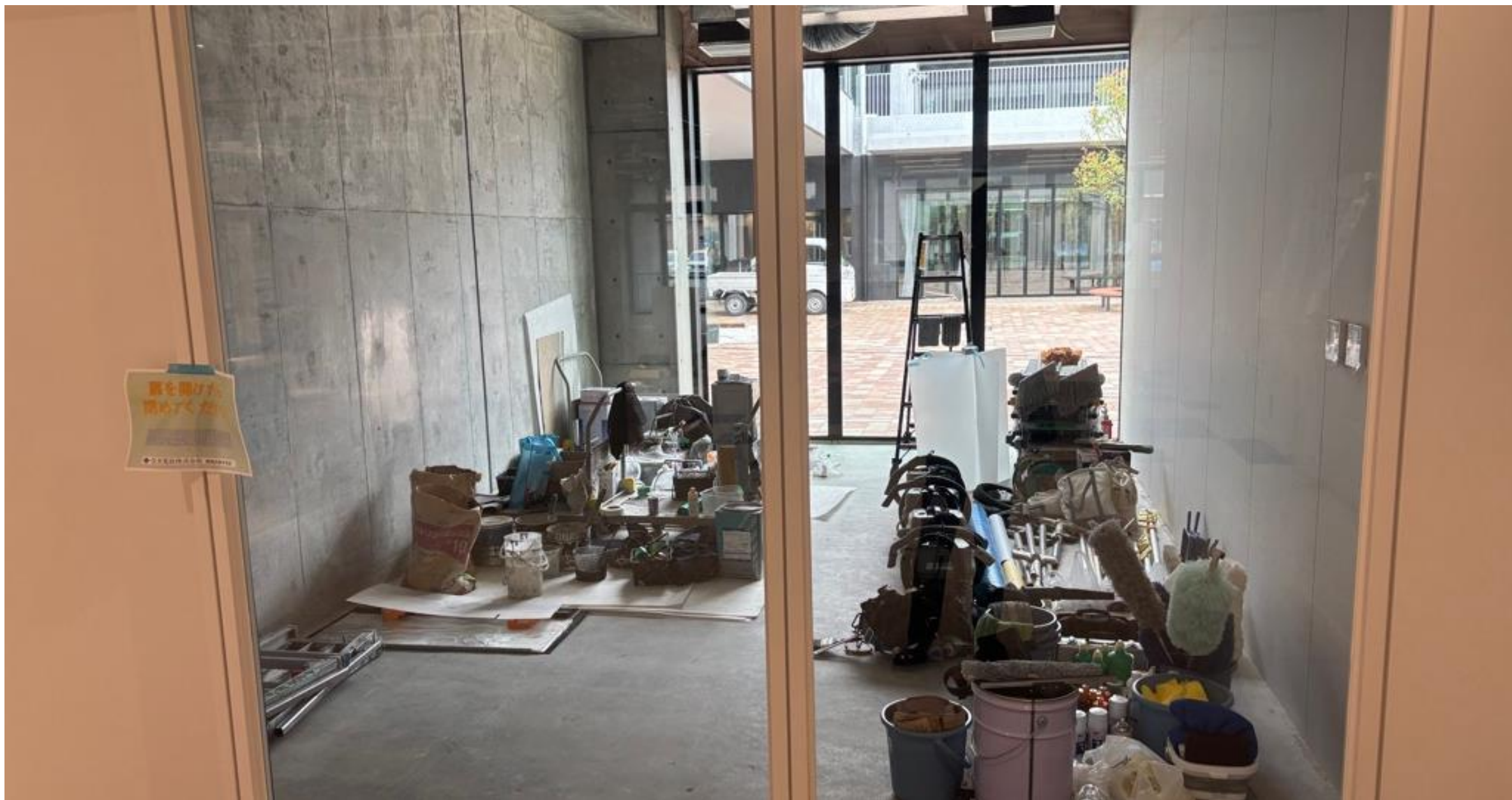
総合事務室



出張所

施設の概要





コミュニティFMスタジオ



交流室



活動室



スタジオA



スタジオB

施設の概要





多目的ホール





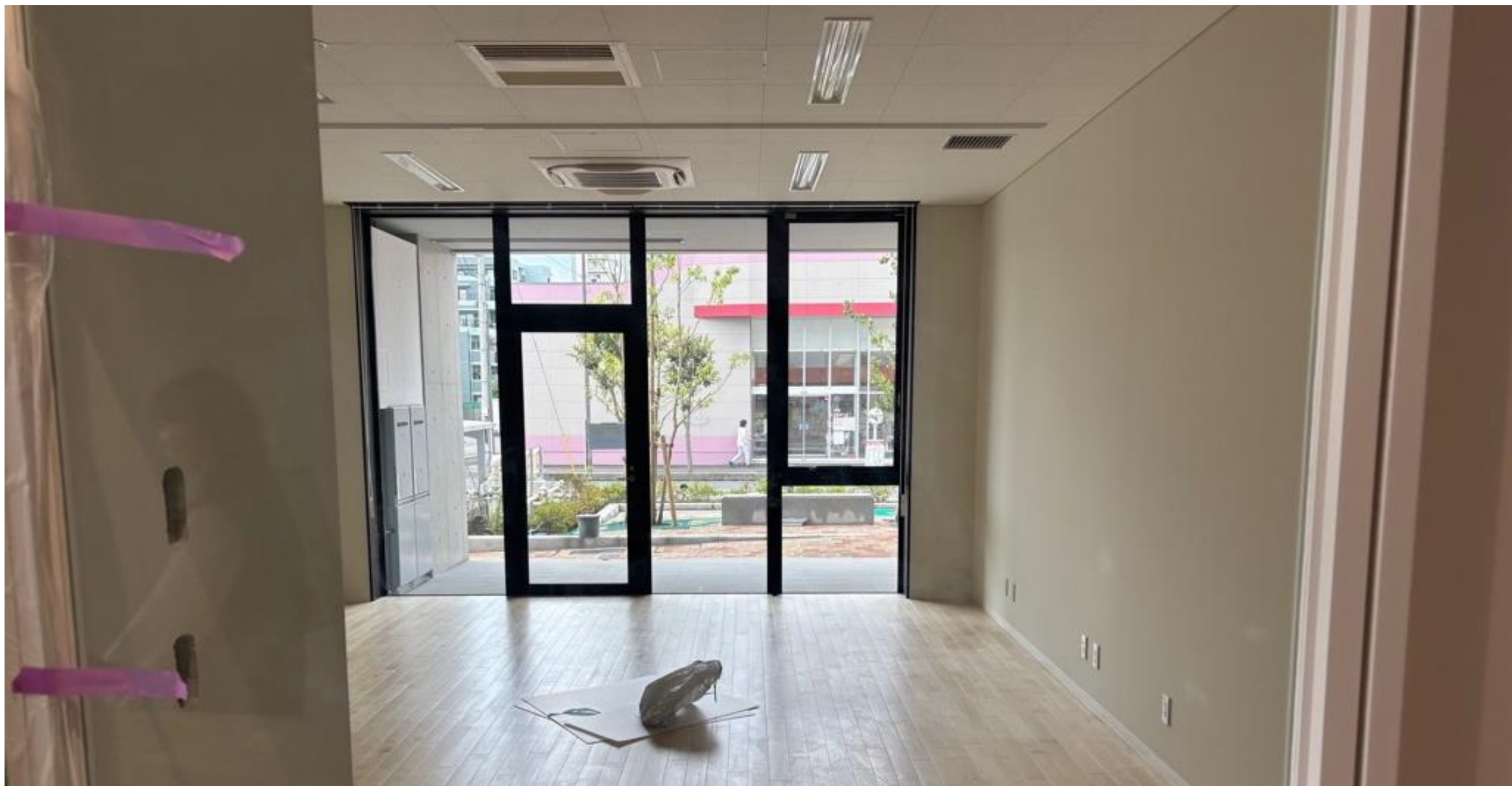


施設の概要





駐車場側入口



アトリエ 工作室



キッチンスタジオ

小会議室



2. 施設の概要

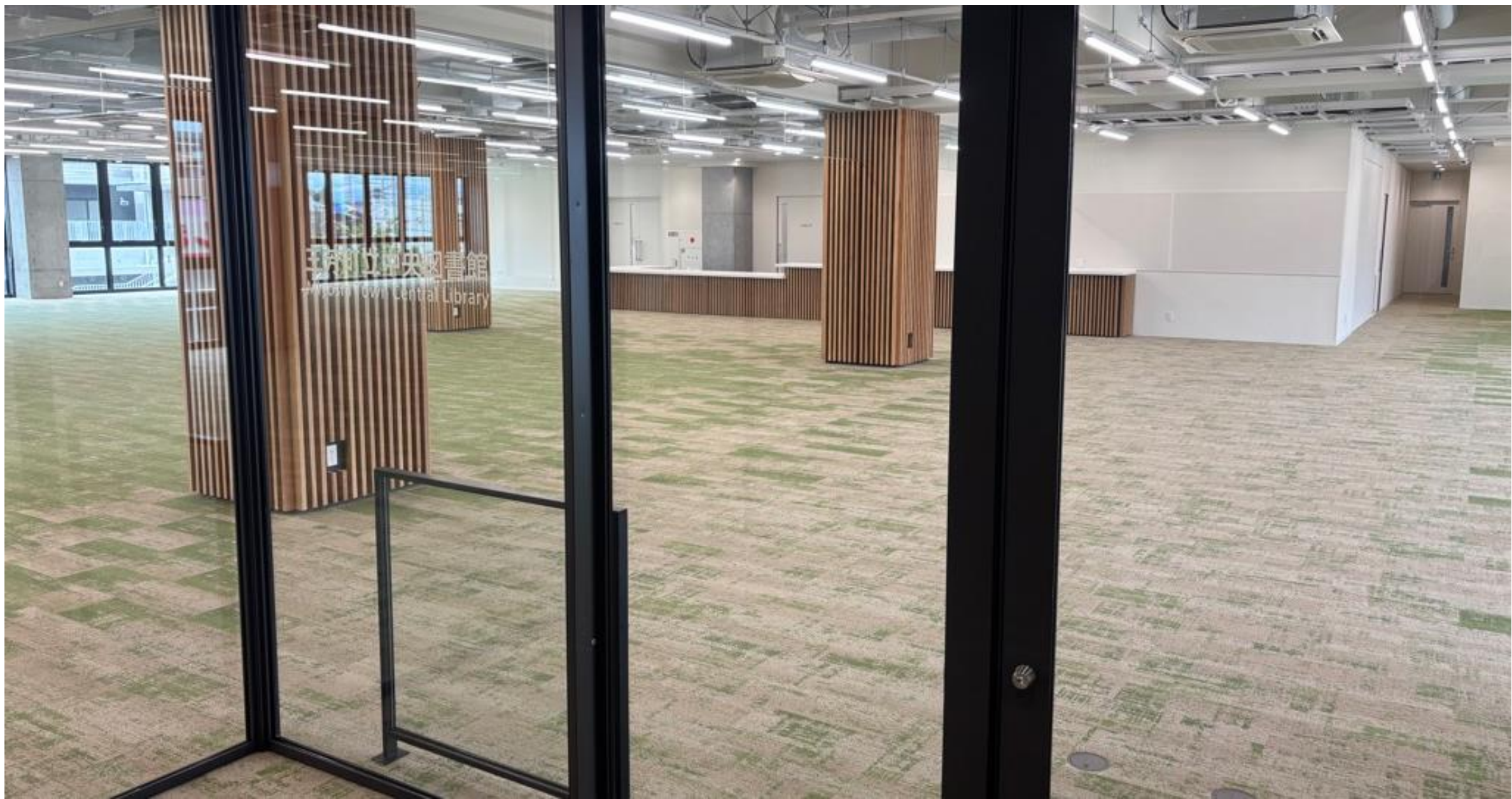
3階



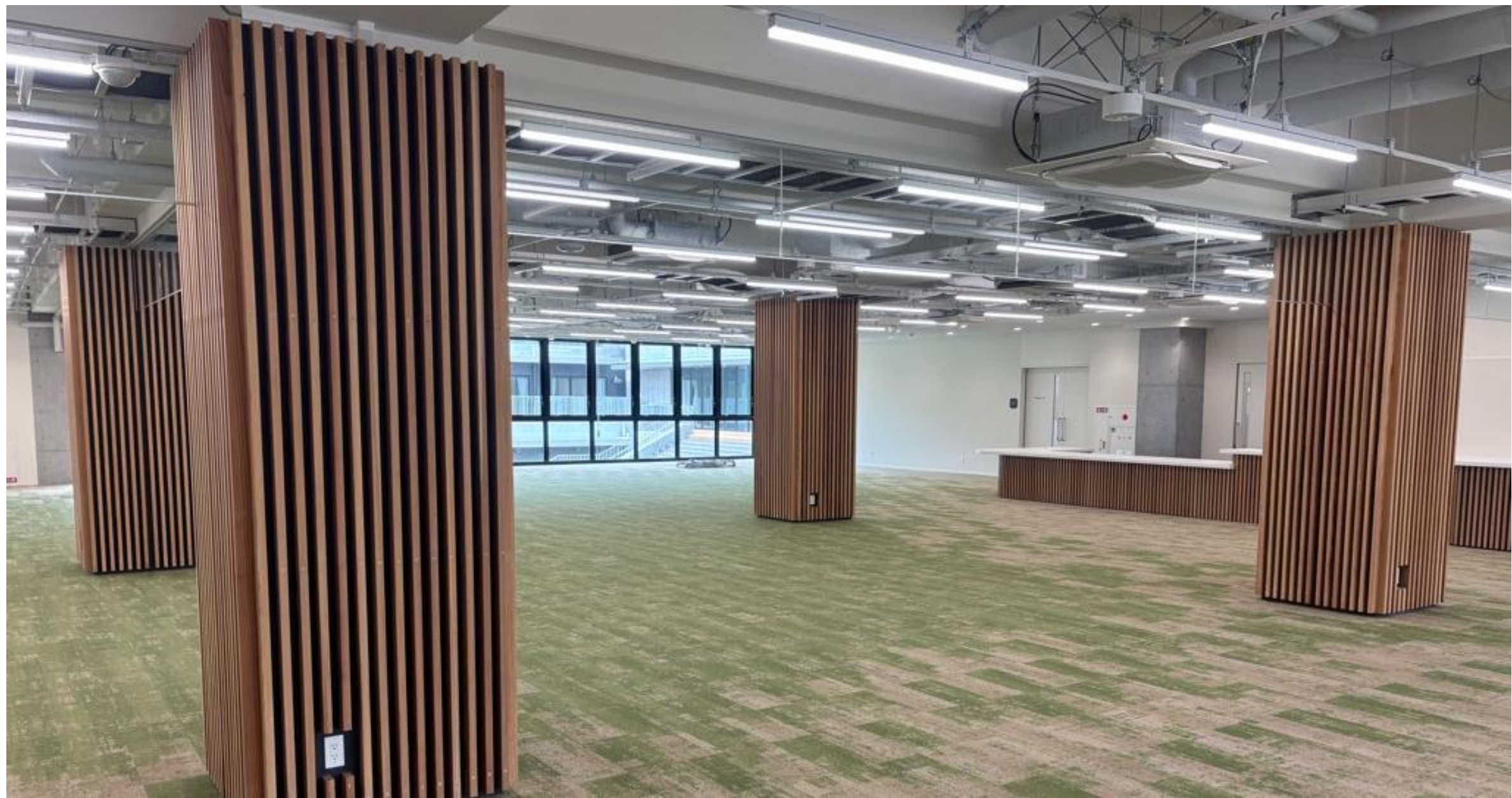


3階 大会議室





圖書館



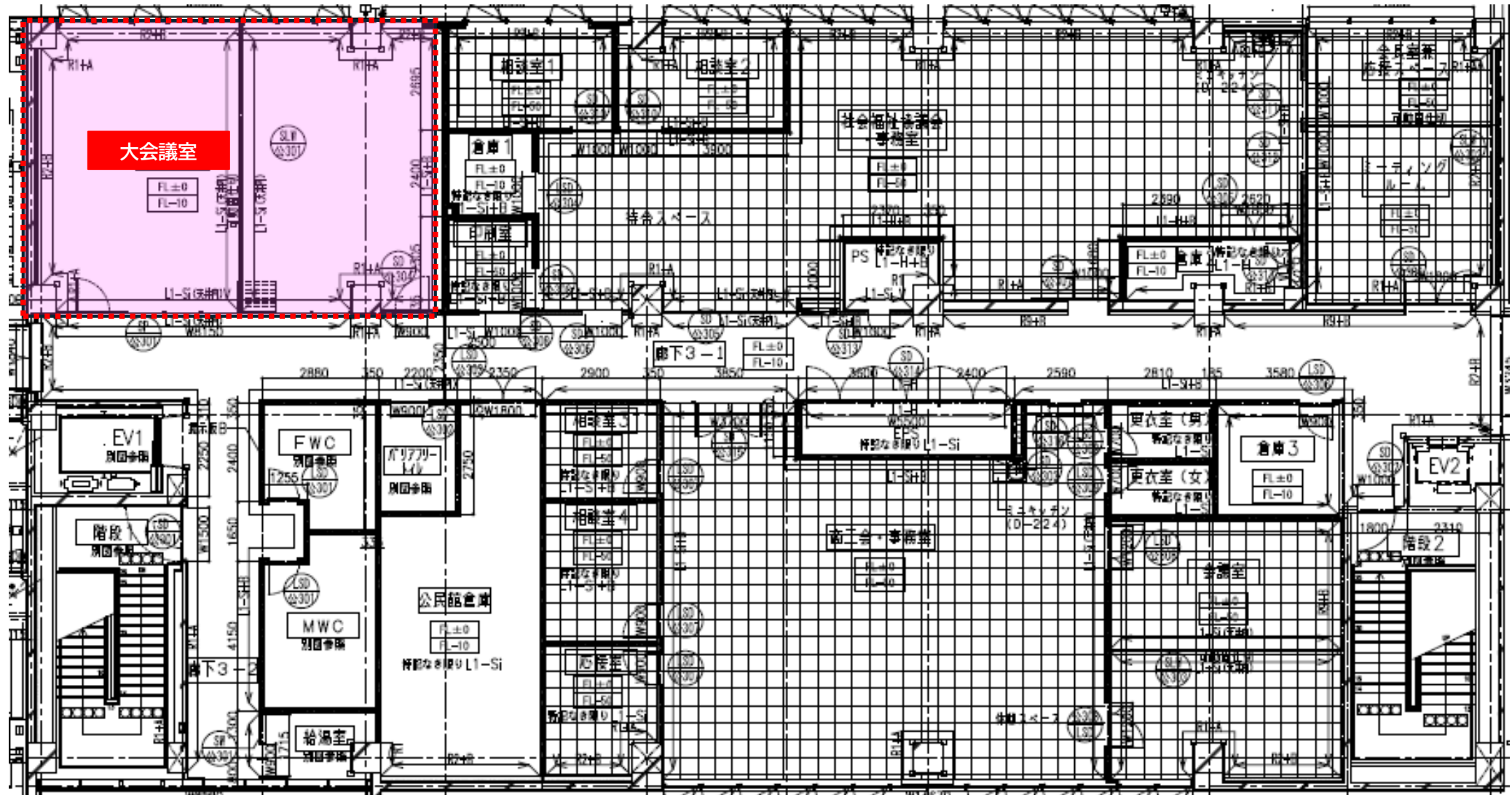
圖書館

2. 施設の概要



2. 施設の概要

3階



3. 閉館日、開館時間

| 区 分 | 休 館 日 |
|--------------|--|
| 地域交流センター | 午前9時00分～午後10時00分…10時までに退館 毎月第1月曜日…祝祭日のときは翌週に振替 年末年始 |
| 図書館 | 火曜日～金曜日：午前10時～午後7時 土曜日・日曜日・祝日：午前10時～午後6時 月曜日・月末日（ただし土・日曜を除く） 年始年末・特別整理期間（年間10日以内） |
| 子どもセンター(児童館) | 午前10時から午後7時 月曜日 年末年始（12月28日～1月4日） |
| (子育て支援センター) | 午前8時30分～午後4時30分 土・日・祝日 年末年始 |
| 出張所 | 月曜日から金曜日：8時30分から17時15分 原則毎月第1土曜日：8時30分から12時 祝日、年末年始 |

4 施設・備品使用料について

(使用料)

第11条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、拠点施設の備品及び附属設備の使用料は、規則で定める。

別表第1

| 区分 | 使用単位 | 使用料 |
|-------------------|------|--------|
| 多目的ホール(全面) | 1時間 | 1,000円 |
| 多目的ホール(ステージ部分を除く) | 1時間 | 600円 |
| 交流室(全面) | 1時間 | 400円 |
| 交流室(半面) | 1時間 | 200円 |
| 大会議室(全面)3階 | 1時間 | 400円 |
| 大会議室(半面)3階 | 1時間 | 200円 |
| 小会議室 | 1時間 | 200円 |
| キッチンスタジオ | 1時間 | 300円 |
| アトリエ(工作室) | 1時間 | 200円 |
| 活動室 | 1時間 | 200円 |
| スタジオA | 1時間 | 200円 |
| スタジオB | 1時間 | 100円 |
| コミュニティスペース | 1時間 | 900円 |
| 屋外広場 | 1時間 | 2,500円 |

4 施設・備品使用料について

別表第2

| 使用区分 | 適用 |
|----------|---|
| 町外利用者の場合 | 町内に住所、勤務先又は通学先を有しない個人または法人の使用料は、別表第1に定める使用料の2倍の金額とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。 |
| 営利目的の場合 | <p>1 物品販売その他これに類する活動を目的とする使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。</p> <p>2 興行、講座、教室等を開催し、1,000円を超える入場料、受講料、その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。</p> <p>3 1及び2の規定において、町長が特に認める場合はこの限りでない。</p> |

備品使用料

| 諸室 | 付属設備 | 使用料（1時間） |
|--------|-----------|----------|
| 多目的ホール | 舞台照明(全点灯) | 800円 |
| | 舞台照明(一部) | 400円 |
| — | 通信カラオケ | 500円 |

5 施設使用料の減免について

三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例より
(使用料の減免)

第12条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用料の減額又は免除の対象及び基準その他必要な事項については、規則で定める。

三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

・ 地域住民の交流、学習等を目的として活動する団体で町長が認める場合

【交流センターの使用料の免除）に必要となる活動条件】

◎活動条件のいずれかに該当すること

- (1) 団体サークル活動の連携・共創を推進していること。
- (2) 公開性の高い広報活動の実施をしていること。
- (3) 公共性・公益性・地域性の高い活動への参加をしていること。
- (4) その他、上記の内容や要素を含んだ活動の実施や、団体との連携・共創を推進している活動への参加又は実施をしていること。

5 施設使用料の減免について

【利用団体登録（使用料の免除）の審査項目】 ◎原則すべてに該当する必要あり

| | 項目 | 審査基準 |
|---|-------------------|---|
| 1 | 団体の設置目的・活動目的・活動内容 | 「公共性・公益性・公開性」の内容が含まれているか。 |
| 2 | 運営体制・代表者・連絡先 | 主体的な運営が図られているか。 |
| 3 | 会費等運営資金の設定・取扱い | 主体的な運営が図られているか。 |
| 4 | 会員募集 | 公開性のある団体運営が図られているか。 |
| 5 | 団体人数要件 | ア 団体の構成員の過半数が町内に住所を有すること。（半数ではない） イ 団体を構成するための最低人数は、5名とする。 |
| 6 | 活動範囲 | 三芳町内での活動をしているか。（原則） |
| 7 | 活動実績 | 町内での3か月以上の活動実績があるか。 |

※団体登録（使用料の免除）の更新は、毎年更新書類を提出していただき、書類審査を経て認定されると、継続して使用料が免除となります。

登録要件を満たしていない場合や更新書類が未提出の場合、虚偽の申請内容が判明した場合は、登録抹消され、有料使用へ移行します。

ルミナみよし使用に関する書類を提出（申請書1枚）

6 利用上の注意（館内禁止事項）

- ・ 利用の許可を受けた施設以外へ立入ること。
- ・ 管理者の許可を受けずに施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行うこと。
- ・ 管理者の許可を受けずに火気等を使用すること。
- ・ 所定の場所以外で飲食をすること。
- ・ 管理者の許可を受けずに備え付けた備品等を移動すること。
- ・ 管理者が危険物と判断するものを持ち込むこと。
- ・ 施設内外の壁、柱、ガラス等に張紙の貼付、また、釘、画鋲類を打ち付けること。
- ・ 騒音や暴力、他人の迷惑をかけること。
- ・ ペットを同伴すること（補助犬を除く。）。
- ・ アルコール類を持ち込むこと（許可を受けている場合を除く。）。
- ・ 正当な貸出手続きを経ずに施設を使用すること（共有スペースの独占使用も含む。）。

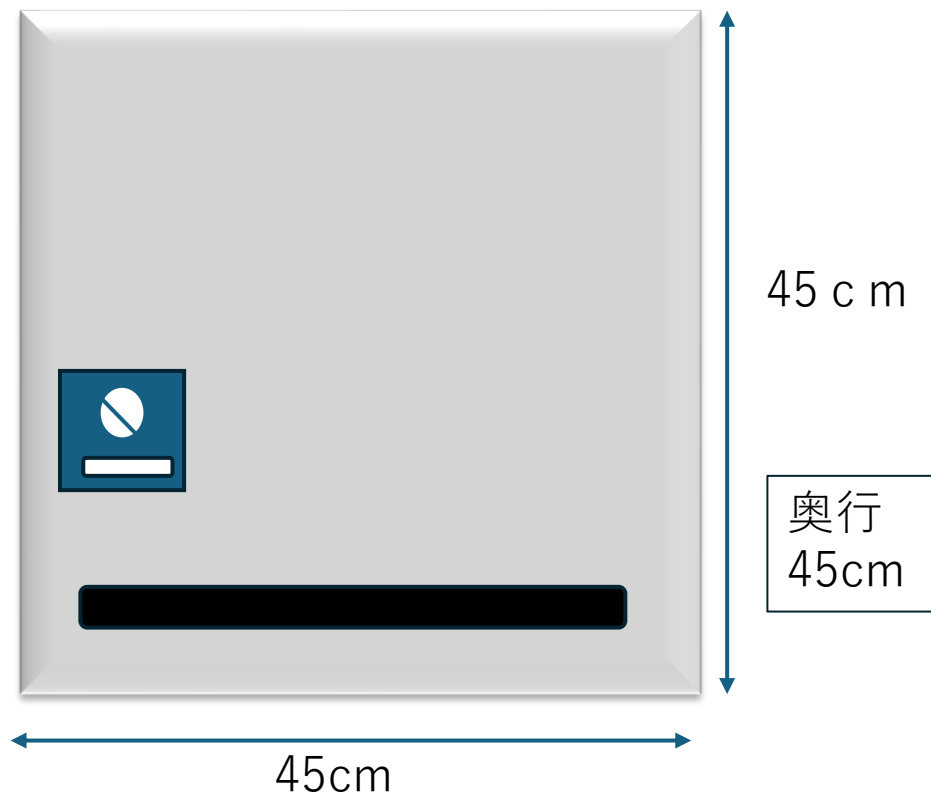
主催者は、以上の館内禁止事項に留意し、利用関係者ならびに入場者にも周知をお願いします。禁止事項にあたる行為を行い、施設内の秩序を乱すなど、他の来館者に迷惑をおよぼした場合、もしくはこれらのおそれがある者が管理者の注意、指示に従わない場合は、利用の中止、または入館を禁止します。

その他



(団体用ロッカーの貸出し)

- 1団体につき1つ貸出しいたします。
- 抽選で場所を決めます。



案

開館記念行事

新しい「みんなの拠点」の誕生を祝った、令和8年9月1日(火)から10月31日(土)までの各種イベント!



イベント期間：9月1日(火)から

令和8年9月1日(火)：開館記念式典

■オープニングイベント■

9月 5日(土) 式典・こけら落とし公演

9月 6日(日) ピアノ公演 ほか

9月12日(土) キッズデー

ワークショップ、子どもダンス、マジック等

9月13日(日) わくわくイベント

9月20日(日)～22日(火祝) まちなかコンサート

9月23日(水祝) 図書館オープニングセレモニー

・図書館講演会

10月イベント

・健康増進講座・郷土芸能の集い

会場：未来創造拠点施設ルミナみよし

(みらい広場・多目的ホール・各室)



三芳町 GRAND OPEN! 開館記念行事期間：9月1日(火)～10月31日(土)